

本橋プロジェクト

No,5

2022年12月7日

発行・編集責任者

斉藤孝紀

JR東海労新幹線地本

本橋裁判プロジェクト

本橋さん堂々と冒頭意見陳述を行う！ 第一回口頭弁論開かれる！

本日12月7日、本橋裁判第一回口頭弁論が開かれました。そこで原告本橋さんが意見陳述を堂々と10分にわたって展開しました。その要旨は次の通りです。

1. 私は会社に対して「東京仕業検査車両所の仕業検査で65歳まで働くという強い希望がある。出向ではなく、ここで働きたい。その希望は強く持っている」と伝えた。この希望は今も変わることはない。
2. 私は「SEKへの出向には同意できない」ことを述べるとともに「正当な理由がある」から「出向を断る」と明確に述べてきた。
3. 会社が社員を出向させるには社員の同意が必要であり、JR東海労は出向に関する協定も締結していない。
4. 私をJR東海労中央本部の書記長であることを承知しながら出向させることは、活動を妨害し、弱体させることを目的とした不当労働行為である。労働協約第6条で定められている「勤務時間中の組合活動」が出向先では認められていない。これでは組合活動に重大な支障をきたすことになる。

5. 車両所では、必ずしも54歳以上の社員全員が54歳原則出向により出向するのではなく、なぜ私が出向になるのか、会社は人選などについて明文化することはおろか、本人にも全く明らかにしない。
6. 私は7月7日に出向命令の効力の停止などを求める仮処分を申し立てた。7月26日に第一回審尋が行われたが、結審せず、審尋は続行となった。しかし、出向命令は7月31日までを有効期間とするものであり、同日を過ぎると執行停止を求める訴えの利益がなくなるため、やむなく8月26日、同仮処分申立を取り下げた。
7. この出向命令は違法であり無効であるから定年退職時に従事していた業務は、東京仕業検査車両所の車両技術係である。
8. 裁判所におかれては、本件出向命令の取消、並びに私がSEKに勤務する義務のないことと、東京仕業車両所に勤務する地位にあることについて、厳正で公正な判断を要請し意見陳述とする。

法廷終了後の報告集会で本橋さんは「出向先が同じ車両所内であり、同じような勤務時間であり、なんら問題がないという会社の姿勢は認めることは出来ない。ここで闘わなければさらに出向を通じての組織破壊が強められる。淵上さんや関西の仲間達の裁判と連帯して闘う」と固い決意を改めて表明しました。

この口頭弁論に多くの組合員・OBが参加しました。組織一丸となって勝利まで闘いましょう！！

次回口頭弁論は来年2月10日11時～ 地裁527号法廷